



県 章

滋賀県公報

令和8年(2026年)

1月 16日

第 682 号

金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次

○ 告 示

| | |
|--|---|
| 地方自治法に基づく指定管理者の指定（文化芸術振興課、子ども若者政策・私学振興課、水産課） | 1 |
| ホームアンドアウェーツーリズム推進実証事業に係る報奨金の支出事務の委託（スポーツ課） | 2 |
| 保安林予定森林の通知（森林保全課） | 2 |
| 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課） | 2 |
| 道路区域の変更（道路保全課） | 3 |

○ 公 告

| | |
|-----------------------|---|
| 県営土地改良事業計画決定公告（耕地課） | 3 |
| 県営土地改良事業変更計画決定公告（耕地課） | 3 |
| 公共測量終了公告（用地事業支援課） | 4 |
| 随意契約の相手方決定の公告（管理課） | 5 |

○ 農業農村振興事務所公告

| | |
|---------------------|---|
| 土地改良区役員就任公告（東近江） | 6 |
| 土地改良区定款変更認可公告（東近江） | 6 |
| 土地改良事業計画変更認可公告（東近江） | 6 |

○ 正 誤

| | |
|----------------------|---|
| 令和7年12月26日付け号外(1)目次中 | 6 |
|----------------------|---|

告 示

滋賀県告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月大造

- 施設の名称 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館
- 指定管理者 大津市打出浜15番1号 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長 村田和彦
- 指定の日 令和7年12月19日
- 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

滋賀県告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月大造

- 施設の名称 滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター
- 指定管理者 蒲生郡竜王町薬師1178 公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園 理事長 馬渕兼一
- 指定の日 令和7年12月19日
- 指定の期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

滋賀県告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立びわ湖こどもの国
- 2 指定管理者 守山市守山二丁目1番23号 社会福祉法人友愛 理事長 堀井節子
- 3 指定の日 令和7年12月19日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県醒井養鱒場
- 2 指定管理者 大津市におの浜四丁目4番23号 滋賀県漁業協同組合連合会 代表理事長 佐野高典
- 3 指定の日 令和7年12月19日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、ホームアンドアウェーツーリズム推進実証事業に係る報奨金の支出事務を次のとおり委託した。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 株式会社平和堂
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 彦根市西今町1番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 ホームアンドアウェーツーリズム推進実証事業に係る報奨金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年10月24日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年10月24日

滋賀県告示第37号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 長浜市余呉町中河内字大音波1241(次の図に示す部分に限る。)、1237-3、1238-1、1239、1240、1241-1から1241-16まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面およびその関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第38号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定障害児通所支援の種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|----------------|---------------|----------|--------------|--------------|---------|------------|
| 放課後等デイサービスそらおと | 湖南市中央四丁目140-2 | 合同会社つきおと | 湖南市吉永145番地11 | 放課後等デイサービス | 令和8.1.1 | 2552300184 |

滋賀県告示第39号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年1月16日から令和8年1月30日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-------|-------|---------------------|---------|--------------------|--------|------------------------|
| | | 区間 | 変更の前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
| 県道 | 井口高月線 | 長浜市高月町落川字北路11番1地先から | 変更後 | 最小10.7m 最大15.0m | 189.0m | 道路改良工事(歩道設置)に伴う道路区域の変更 |
| | | 長浜市高月町落川字常孝70番1地先まで | 変更前 | 最小8.0m 最大12.0m | 189.0m | |

公 告

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営今津東部地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を令和7年12月26日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営今津東部地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課および高島市農林水産部農村整備課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347977.html>)でも閲覧することができる。
- 縦覧期間 令和8年1月16日から令和8年2月16日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年3月3日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営杉山地区土地改良事業(農地環境整備事業)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和7年12月23日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営杉山地区土地改良事業（農地環境整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課および甲賀市産業経済部農村整備課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347859.html>)でも閲覧することができる。
- 3 縦覧期間 令和8年1月16日から令和8年2月16日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年3月3日までに審査請求をすることができる。

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 守山市金森町
- 3 作業の終了日 令和7年11月28日

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の地域 湖南市三雲
- 3 作業の終了日 令和7年11月28日

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の地域 栗東市野尻
- 3 作業の終了日 令和7年12月12日

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、滋賀県企業庁長 藤原 久美子から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、地形測量）
- 2 作業の地域 蒲生郡竜王町岡屋、山中、湖南市下田
- 3 作業の終了日 令和7年12月12日

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）

- 2 作業の地域 甲賀市信楽町長野
3 作業の終了日 令和7年12月15日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(地形測量、水準測量、基準点測量)
2 作業の地域 草津市笠山
3 作業の終了日 令和7年12月16日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)
2 作業の地域 湖南市岩根
3 作業の終了日 令和7年12月18日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所長 野村 文彦から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量、地形測量)
2 作業の地域 長浜市余呉町中河内
3 作業の終了日 令和7年12月19日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)
2 作業の地域 野洲市小篠原
3 作業の終了日 令和7年12月24日

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県財務会計システム e L T A X 対応改修業務 一式
2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 会計管理局管理課 大津市京町四丁目1番1号
3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年12月5日(金)
4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本電気株式会社京都支店 支店長 神紀子 京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

- 5 隨意契約に係る契約金額 107,360,000円
 6 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
 7 隨意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、日野川流域土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和8年1月16日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

| 理事および監事の別 | 氏名 | 住所 | 所 |
|-----------|-------|------------------|---|
| 理事 | 岡 幹 雄 | 蒲生郡日野町大字鎌掛2564番地 | |

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、日野川流域土地改良区の定款の変更は、令和8年1月8日に認可した。

令和8年1月16日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

土地改良事業計画変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、日野川流域土地改良区の維持管理計画の変更は、令和8年1月8日に認可した。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができる。

令和8年1月16日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

正 誤

令和7年12月26日付け号外(I)目次中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|----|----|
| 1 | 11 | 4 | 5 |
| | 12 | 12 | 13 |
| | 13 | 13 | 14 |
| | 15 | 13 | 14 |
| | 17 | 17 | 18 |
| | 18 | 17 | 18 |
| | 19 | 17 | 18 |
| | 20 | 18 | 19 |
| | 22 | 19 | 20 |